

危険物安全週間

令和6年6月2日（日）から6月8日（土）まで

生活に欠かせない物の中には、危険物を含む製品がたくさんあり、危険物の適正な取扱い方法や保管方法を理解しないと、火災や事故が発生することがあります。

火災や事故を未然に防ぐためにも、危険物を含む製品を取扱う場合は、表示や取扱説明書等をよく確認し、正しく使用することが大切です。



身近な危険物

危険物は、消防法で定められており、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- 1 火災発生の危険性が大きいもの
- 2 火災拡大の危険性が大きいもの
- 3 消火の困難性が高いもの

一見、私たちの生活の身近に危険物となる物品は、無いように感じますが、意外と普段の生活の身近なところに危険物はあります。

危険物に該当する可能性のある物品



消毒用アルコール



ヘアスプレー・化粧品など



車の燃料（ガソリン・軽油）



ストーブ燃料（灯油）



着火剤

危険物に関する表示

危険物に該当する物品には、保管や使用する際に危険物であることが分かるように、法令で表示が定められています。

危険物となる物品には、危険物の品名、化学名、危険等級、数量、注意事項等が記載されています。

（内容積が500ml以下の容器については、一部表示が簡略化されている場合があります。）

使用している物品が危険物に該当するかの判断の参考にしてください。



【問合せ先】

大森消防署 03-3766-0119
蒲田消防署 03-3735-0119

田園調布消防署 03-3727-0119
矢口消防署 03-3758-0119